



韓国知的財産権関連年次レポート(目次)

I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報	3
1. 出願統計	3
1) 韓国総出願統計	
2) 韓国企業の権利別出願(2023年)	
3) 日本出願統計	
2. 登録統計	6
1) 韓国総登録統計	
2) 特許・商標・意匠保有韓国上記企業の現況(2023年)	
3) 日本登録統計	
3. 審判統計	9
1) 韓国総審判統計	
2) 日本審判統計	
4. 審査処理期間	10
5. 商標の異議申立統計	11
6. 年度別商標無効審判請求現況	12
II. 直近1年間の注目判例の紹介・解説	13
1. “著名商標の識別力を損傷させるおそれのある商標” に該当するか否かの判断	13
2. 輸入業者が自身が輸入した製品の外国の先使用商標と同一・類似する商標を出願した場合、それは信義則に反して出願した商標に該当するという判決	15
3. 商標の使用態様などの取引実情を考慮した全体観察事例	16
4. 顕著な地理的名称の一般的な英文表記とは異なるとしても、称呼及び観念等を総合的に考慮するとき顕著な地理的名称に該当すると判断した事例	17

Ⅲ. 直近2年間の韓国知財法制、審査実務 18

1. 韓国、商標出願件数増加による審査処理期間遅延18

2. 韓国特許庁の優先審査制度変更事項19

- (1) 米国又は日本出願に基づくPPH制度を用いた優先審査期間を短縮
- (2) 2024年1月1日より先行技術調査(特許)/先行調査(商標)による優先審査請求は不可
- (3) 二次電池分野とバイオ分野にまで優先審査対象を拡大する予定

3. 商標法・デザイン保護法改正事項19

3-1 2023年12月21日施行 デザイン保護法改正事項

- (1) 関連デザイン出願期限が1年から3年に拡大
- (2) 新規性喪失の例外主張はいつでも可能
- (3) 条約優先権主張要件の緩和

3-2 2024年5月1日施行 商標法改正事項

- (1) 商標共存同意制度導入
- (2) 国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割認定

3-3 2024年8月施行予定 特許法、実用新案法、不正競争防止法改正事項

- 懲罰的損害賠償額の限度を5倍に増額

4. 2023年9月29日施行 不正競争防止法改正事項 [先使用権制度を拡大適用]23

Ⅳ. 直近1年間の韓国知財関連 이슈24

1. 二次電池等国家核心技術特許出願が平均13.6%急増

2. 特許庁、新設された知的財産犯罪捜査支援センターとの協業で特許庁特別司法警察の知的財産犯罪に対する捜査力を強化

3. 人口知能技術を活用した特許行政革新ロードマップ発表

韓国知的財産権関連年次レポート

I. 直近5年間の知的財産関連出願、登録数等の統計情報

直近5年間(2023年基準)の韓国における知的財産権に関する統計情報は以下のとおりです(尚、日本中小企業の出願及び登録に関する統計資料は見つかりませんでした)。

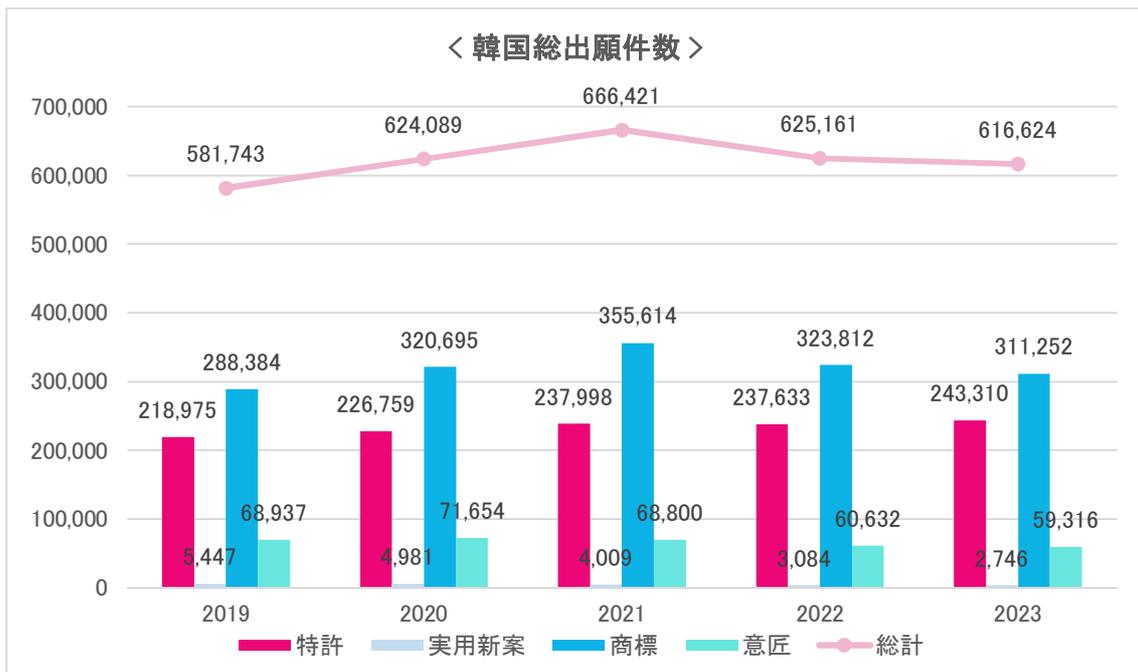
1. 出願統計

1) 韓国総出願統計

直近5年間(2019年～2023年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2019	218,975	5,447	65,039	(68,937)	221,507	(288,384)	510,968	(581,743)
2020	226,759	4,981	67,583	(71,654)	257,933	(320,695)	557,256	(624,089)
2021	237,998	4,009	64,787	(68,800)	285,821	(351,863)	592,615	(662,670)
2022	237,633	3,084	56,641	(60,632)	259,078	(323,812)	556,436	(625,161)
2023	243,310	2,746	55,335	(59,316)	255,209	(311,252)	556,600	(616,624)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



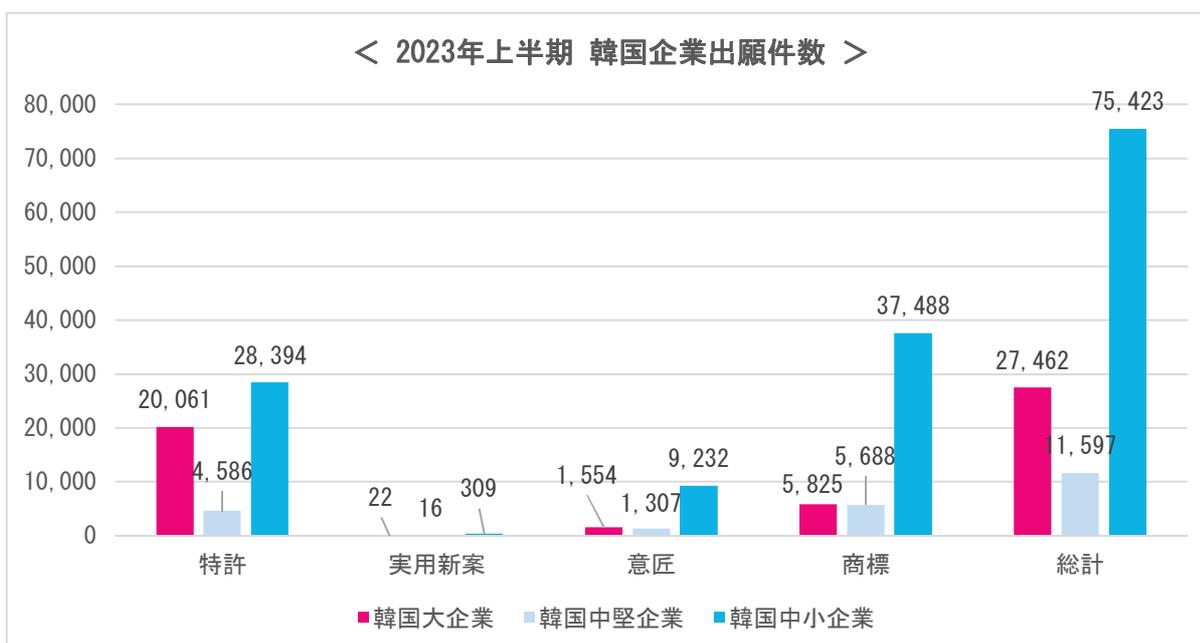
※ 複数意匠、多類商標基準

2) 韓国企業の権利別出願 (2023年上半期)

■ 2023年上半期の韓国企業の出願統計の主要内容は次のとおりです。

[2023年上半期]

区分	特許	実用新案	意匠	商標	総計
韓国大企業	20,061	22	1,554	5,825	27,462
韓国中堅企業	4,586	16	1,307	5,688	11,597
韓国中小企業	28,394	309	9,232	37,488	75,423

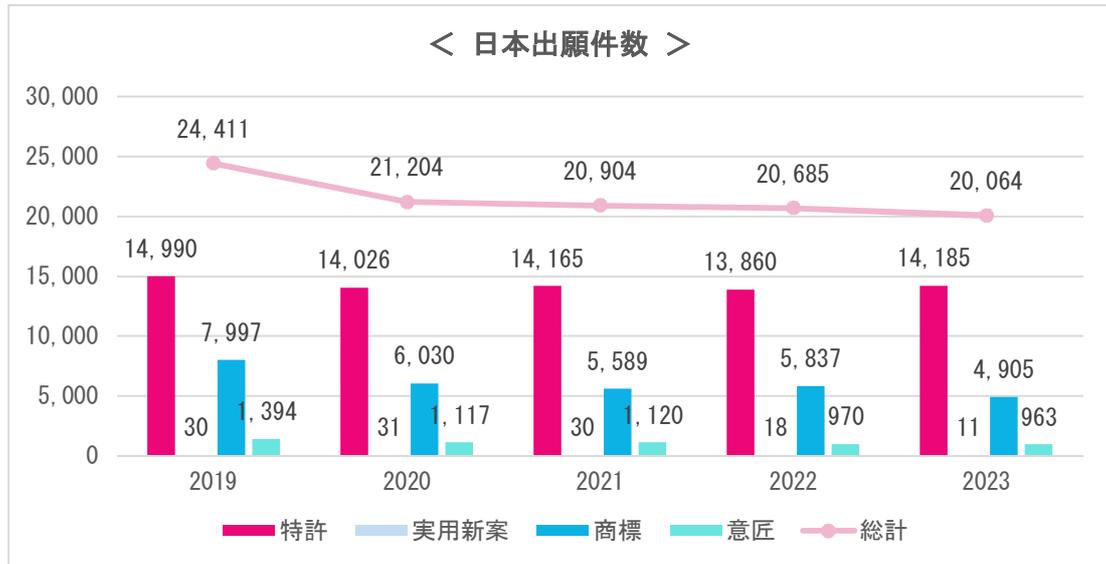


3) 日本国籍企業の韓国出願統計

直近5年間(2019年～2023年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の出願件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠	商標	総計
2019	14,990	30	1,087 (1,394)	3,858 (7,997)	19,965 (24,411)
2020	14,026	31	827 (1,117)	3,033 (6,030)	17,917 (21,204)
2021	14,165	30	825 (1,120)	2,880 (5,589)	17,900 (20,904)
2022	13,860	18	745 (970)	3,068 (5,837)	17,691 (20,685)
2023	14,185	11	776 (963)	2,715 (4,905)	17,687 (20,064)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



＜出願統計に関するコメント＞

出願統計をみると、2023年の全体出願(複数意匠/多類商標基準)は前年度(2022年度)に比べ約1.4%減少しました。権利別では増減現象が対照的に現れていますが、特許出願は2.4%増加しているのに対し、実用新案/意匠/商標出願は権利別に11%、2.2%、3.9%程度減少しました。

2023年はグローバル景気の沈滞及び企業の経営実績悪化等の影響により、増加の勢いのあった出願にブレーキがかかったものと思われ、相対的に企業の核心資産としては弱い実用新案/意匠/商標分野の出願減少傾向につながりました。しかしそれにもかかわらず半導体や電気機械・エネルギー、デジタル通信及びコンピューター技術(AI)等、企業の成長動力となる新技術分野では、知識財産競争力の確保に集中したせいで特許出願件数は増加したものと考えられます。

このような傾向は3)の日本国籍企業の韓国出願統計にも同様に現れています。即ち、全体出願件数は若干減少し、特に実用新案/意匠/商標の減少が目につく反面、特許出願件数だけは2.3%増加しています。

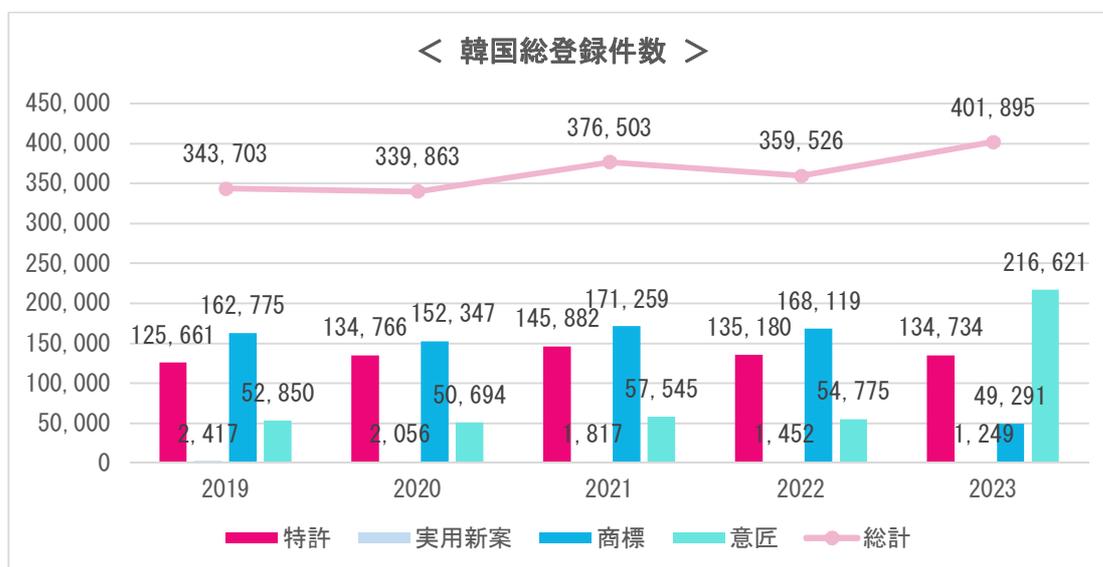
2. 登録統計

1) 韓国総登録統計

直近5年間(2019年～2023年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2019	125,661	2,417	52,850	(52,850)	125,594	(162,775)	306,522	(343,703)
2020	134,766	2,056	50,694	(50,694)	116,153	(152,347)	303,669	(339,863)
2021	145,882	1,817	57,545	(57,545)	136,629	(171,259)	341,873	(376,503)
2022	135,180	1,452	54,775	(54,775)	135,333	(168,119)	326,740	(359,526)
2023	134,734	1,249	173,989	(216,621)	49,291	(49,291)	359,263	(401,895)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準



2) 特許・商標・意匠保有上位韓国企業の現況 (2023年)

■ 2023年の保有権利別、上位韓国企業の主要内容は次のとおりです。

[特許保有企業 上位10社]

順位	企業名	業種	特許	実用新案	総計
1	サムスン電子	電機及び電子	38,296	7	38,303
2	LG 電子	電機及び電子	22,016	0	22,016
3	LG ディスプレイ	ディスプレイ	18,594	1	18,595
4	現代自動車	自動車	18,000	0	18,000
5	サムスンディスプレイ	ディスプレイ	16,084	0	16,084
6	LG 化学	化学	12,345	2	12,347
7	ポスコ	鉄鋼	11,269	0	11,269
8	LG エナジーソリューション	蓄電池	8,918	3	8,921
9	起亜自動車	自動車	7,387	0	7,387
10	クアルコム	電機及び電子	6,410	0	6,410

※ 件数基準

[商標保有企業 上位10社]

順位	企業名	業種	商標
1	LG生活健康	化学	16,442
2	アモーレパシフィック	化学	10,481
3	LG電子	電機及び電子	4,574
4	イーランドワールド	建設及びファッション	4,149
5	サムスン電子	電機及び電子	3,975
6	韓国人参公社	紅参製品	3,669
7	CJ	食品サービス業	3,593
8	サムスン物産	織物卸売業	3,523
9	ヘテ製菓	食品	3,191
10	ロッテ製菓	食品	3,138

※ 件数基準

[意匠保有企業 上位10社]

順位	企業名	業種	意匠
1	サムスン電子	電機及び電子	7,009
2	LG 電子	電機及び電子	4,614
3	CJ	食品サービス業	4,044
4	現代自動車	自動車	3,064
5	起亜自動車	自動車	2,923
6	アップル	ソフトウェア	1,932
7	LG 生活健康	化学	1,591
8	ナイキ	スポーツ用品	1,187
9	YOUNG LIM	インテリア製品	996
10	LX Hausys	プラスチック製建具	910

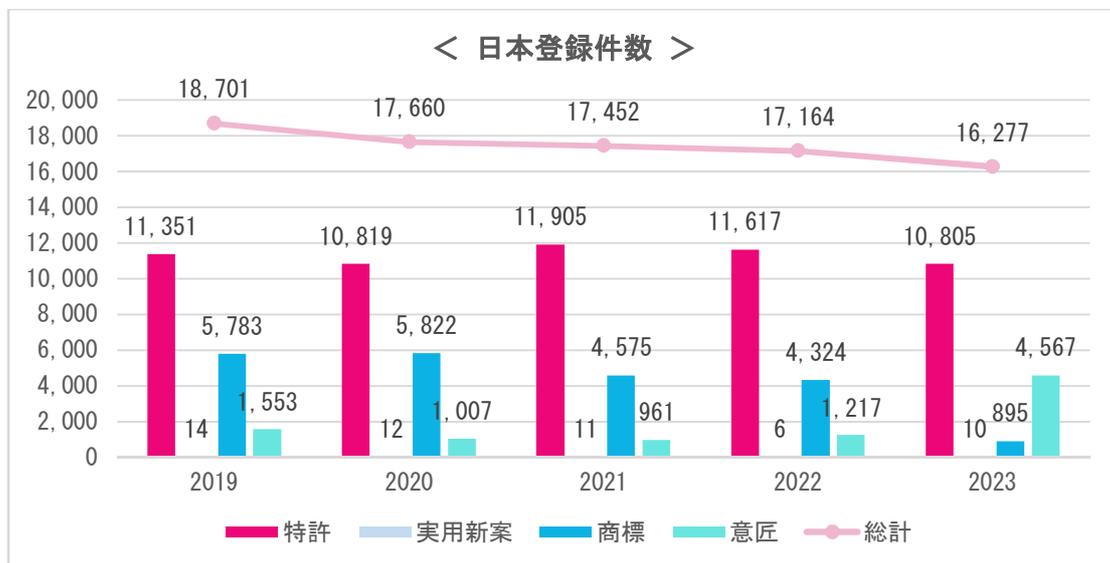
※ 件数基準

3) 日本国籍企業の韓国登録統計

直近5年間(2019年～2023年)の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の登録件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	意匠		商標		総計	
2019	11,351	14	1,553	(1,553)	3,137	(5,783)	16,055	(18,701)
2020	10,819	12	1,007	(1,007)	2,818	(5,822)	14,656	(17,660)
2021	11,905	11	961	(961)	2,269	(4,575)	15,146	(17,452)
2022	11,617	6	1,217	(1,217)	2,181	(4,324)	15,021	(17,164)
2023	10,805	10	2,391	(4,567)	895	(895)	14,101	(16,277)

※ 括弧内は複数意匠、多類商標基準

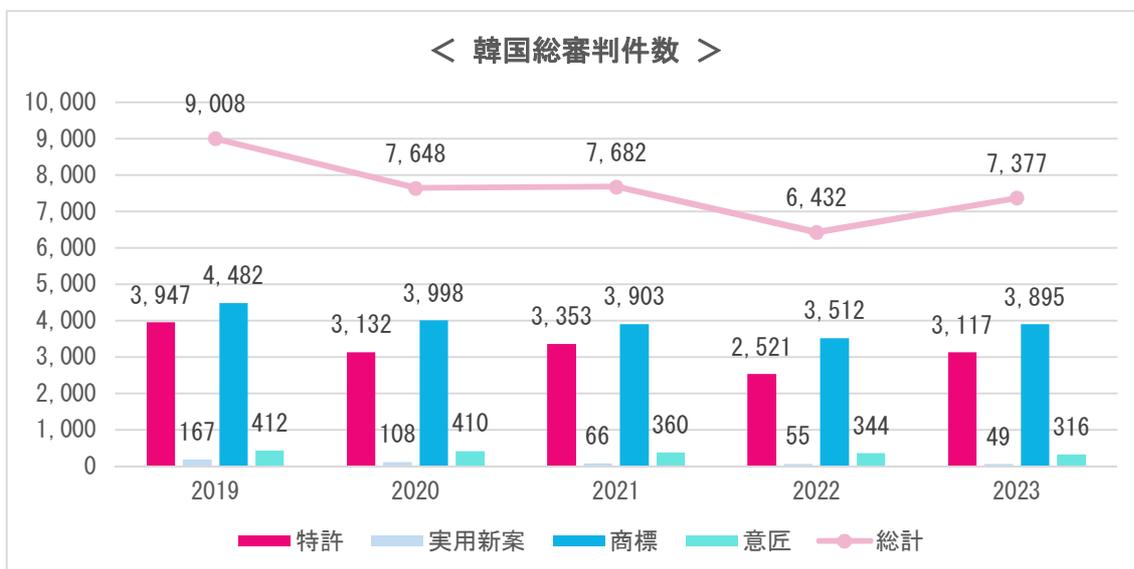


3. 審判統計

1) 韓国総審判統計

直近5年間(2019年～2023年)の韓国における特許、実用新案、意匠、商標の審判件数及び総集計内容は次のとおりです。

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2019	3,947	167	4,482	412	9,008
2020	3,132	108	3,998	410	7,648
2021	3,353	66	3,903	360	7,682
2022	2,521	55	3,512	344	6,432
2023	3,117	49	3,895	316	7,377



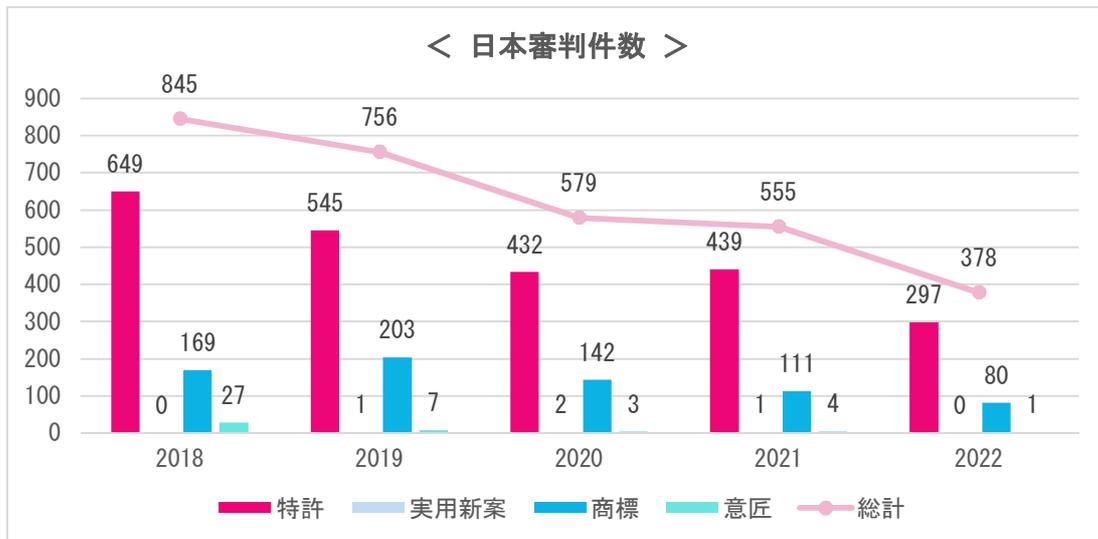
2) 日本国籍企業の韓国審判統計

直近5年間(2018年～2022年)*の日本国籍企業による韓国における特許、実用新案、意匠、商標の審判件数及び総集計内容は次のとおりです。*2023年度統計は未発表

年度	特許	実用新案	商標	意匠	総計
2018	649	0	169	27	845
2019	545	1	203	7	756
2020	432	2	142	3	579
2021	439	1	111	4	555
2022	297	0	80	1	378

2023年の資料は公開前のため、2022年基準でアップデート

※ 件数基準

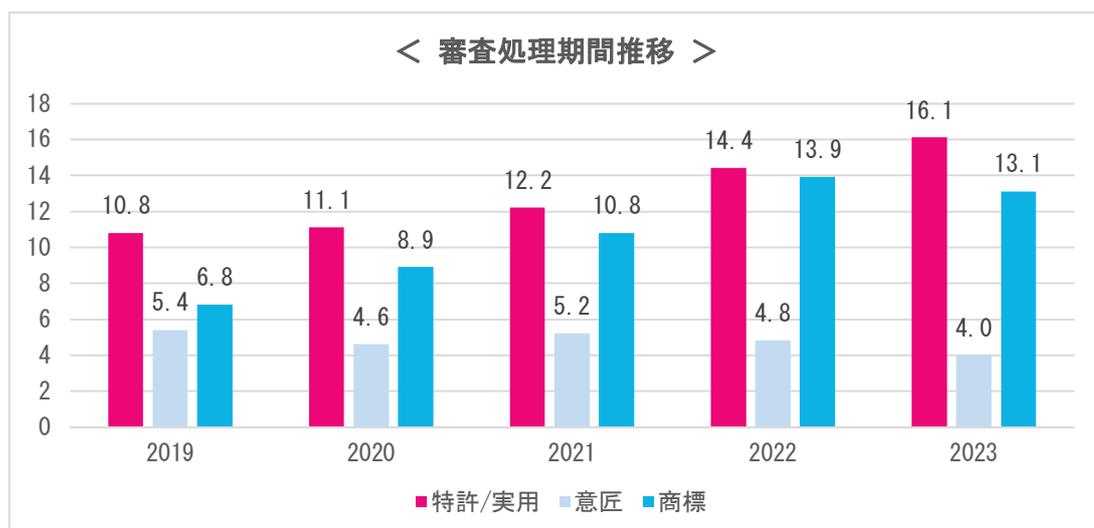


4. 審査処理期間

直近5年間(2019年～2023年)の韓国における特許／実用新案、意匠、商標出願に対する1次審査処理期間は次のとおりです。

区分	2019	2020	2021	2022	2023
特許/実用新案	10.8	11.1	12.2	14.4	16.1
意匠	5.4	4.6	5.2	4.8	4.0
商標	6.8	8.9	10.8	13.9	13.1

*1次審査処理期間対象(単位:ヶ月)



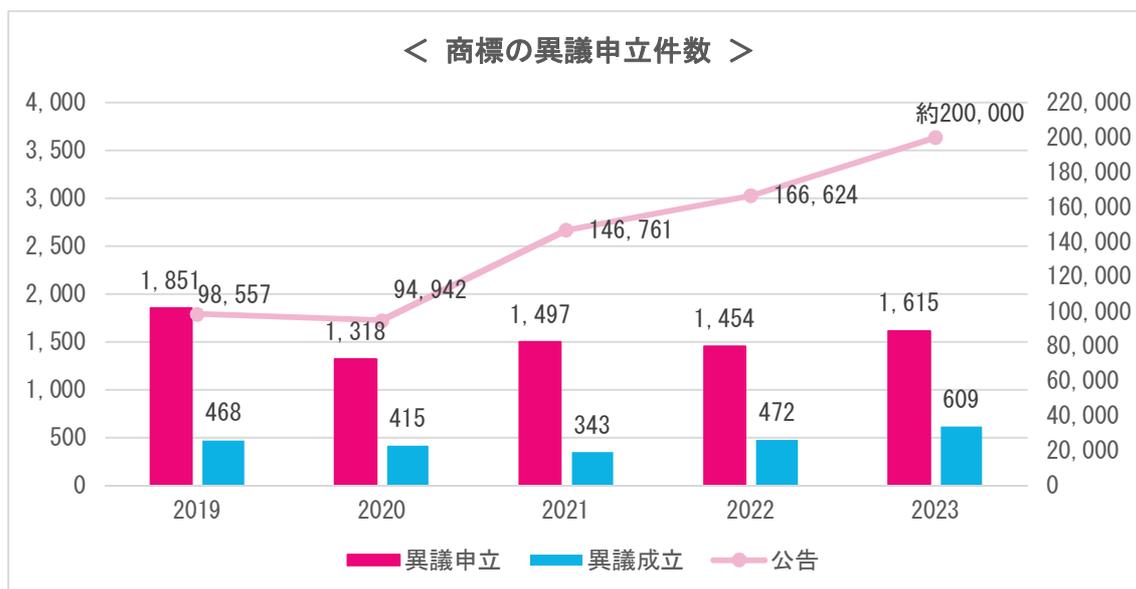
※ 上記「審査処理期間統計」については、18ページの“韓国、商標出願件数増加による審査処理期間遅延”を併せてご参考ください。

5. 商標の異議申立統計

直近5年間(2019年～2023年)の韓国における公告商標、異議申立及び異議成立の認容現況は次のとおりです。

区分	2019	2020	2021	2022	2023
公告	98,557	94,942	146,761	166,624	約200,000
異議申立	1,851	1,318	1,497	1,454	1,615
異議成立	468	415	343	472	609

※ 件数基準



※ 件数基準

＜商標異議申立統計に関するコメント＞

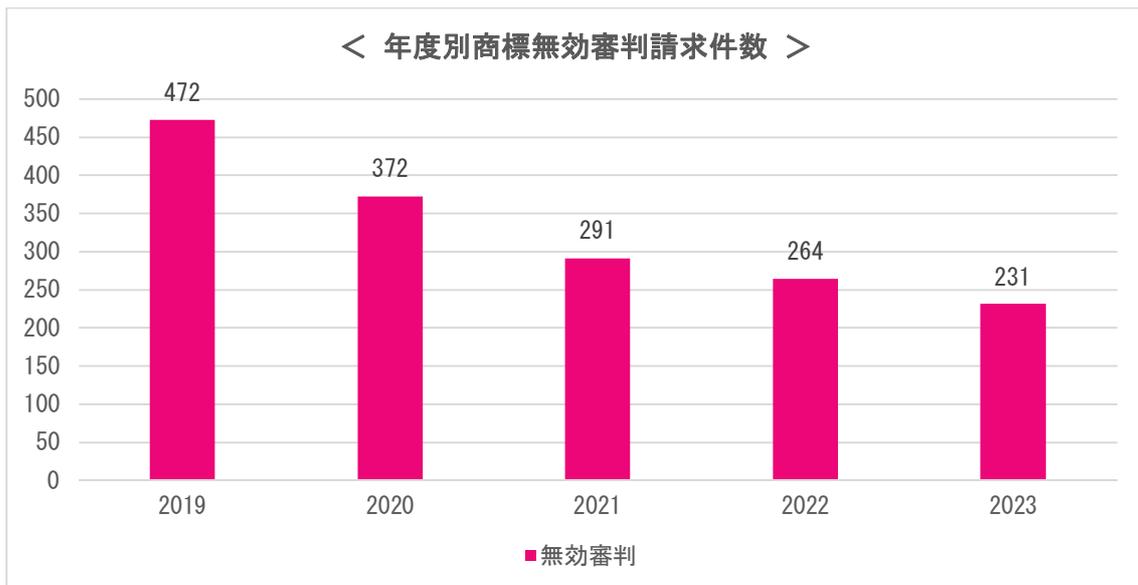
商標異議申立の場合、出願公告件数対比異議申立件数は毎年減少傾向を見せています('19年：1.9%、'20年：1.4%、'21年：1%、'22年：0.9%、'23年：0.8%)。これは模倣商標出願に対し審査段階で積極的に拒絶する傾向が反映されたものと思われ、正当な商標使用者に対し適切な保護を提供しようとする特許庁の政策的な方向と合致した統計と考えられます。

さらに、異議申立の成功率をみると '22年は32%、'23年は38%となっており、'19年～'21年の平均27%に比べ相当高くなっています。これは、自身の権利確保のため他人の出願公告をモニタリングして、その登録を阻止するため積極的な措置を取っていることの現れであり、公告制度を通して公衆による合理的な審査がなされていることを示唆しているものと考えられます。

6. 年度別商標無効審判請求現況

直近5年間(2019年～2023年)の韓国における商標無効審判の件数は次のとおりです。

区分	2019	2020	2021	2022	2023
無効審判	472	372	291	264	231



《年度別商標無効審判請求現況に関するコメント》

無効審判請求件数も毎年減少の傾向にありますが、これは 5.の異議申立統計に対するコメントで言及したように、特許庁の政策的方針により、模倣商標出願が審査段階で積極的に拒絶され異議申立件数が減少傾向にあることが、結果的に無効審判件数の減少にも影響を及ぼしているものと考えられます。

II. 直近1年間の注目すべき判例等の紹介・解説

1. “著名商標の識別力を損傷させるおそれのある商標” に該当するか否かの判断

[基本情報] 大法院 2023.11.16. 宣告 2020フ11943 判決（登録無効(商)）

商標法第34条第1項第11号は、一般需要者の混同がない場合でも著名商標の識別力や名声を損傷する商標を不登録事由に規定して、商標に化体された財産的価値を保護するようにしている。本判決は、登録された商標が商標法第34条第1項第11号後段の“他人の著名な商標が有する識別力を損傷するおそれのある商標”に該当し、その登録は無効とされなければならないと判断した最初の大法院判決である。

[事件の概要]

本件登録商標（被告、上诉人）	先使用商標（原告、被上诉人）
<p>LEGOCHEMPHARMA</p>	 <p>레고 (LEGOのハンゲル)</p>
<p>指定商品:5類 薬剤類</p>	<p>使用商品:28類 玩具類</p>

原告は、本件登録商標は原告の著名な先使用商標と類似し、先使用商標を容易に連想させるため、本件登録商標がその指定商品に使用される場合、先使用商標の識別力と名声を損傷するおそれがあるのでその登録は無効とされなければならないと主張して、特許審判院に登録無効審判を提起したが、特許審判院は本件登録商標の指定商品と先使用商標の使用商品は経済的牽連性があるとはいえないなどの理由を根拠に審判請求を棄却した。

これに対し原告は審決取消を求める本件訴訟を提起し、本件登録商標と先使用商標はいずれも要部が“LEGO”なので全体的に類似し、本件登録商標が著名な先使用商標“LEGO”をそのまま含んでいるので、少なくとも一般需要者は本件登録商標を通して著名な先使用商標を容易に連想するはずであり、本件登録商標がその指定商品に使用される場合、先使用商標の識別力と名声を損傷するおそれがあるので、その登録は無効となれなければならないと主張した。

[判断の要旨]

商標登録無効審判請求の対象となった登録商標が、商標法第34条第1項第11号の後段が定める“他人の著名商標の識別力を損傷させるおそれがある商標”に該当するか否かは、登録商標と著名商標の同一・類似の程度、著名商標の認知度と識別力の程度、登録商標の出願人が登録商標と著名商標との間に連想作用を意図したか否か、登録商標と著名商標の間に実際に連想作用がはたらくか否か等を総合的に判断しなければならない。

上記に照らしてみると、本件登録商標の‘LEGO’部分は先使用商標により強い識別力を備えているのに比べ、‘CHEM’部分は化学または化学物質等意味する‘Chemistry’、‘Chemical’の略称で、‘PHARMA’部分は薬学又は製薬を意味する‘Pharmacy’、‘Pharmaceutical’の略称とみることができるので‘CHEM’及び‘PHARMA’部分はその指定

商品である医薬品類の原材料、効能、用途等を記述したものとして識別力がないか微弱である。そのため本件商標は‘LEGO’部分によって需要者に印象付けられ、記憶・連想されることとなるので、本件登録商標と先使用商標の間には実際に連想がはたらく可能性が高いと思われる。

上記のような事情をすべて総合してみると、本件登録商標がその指定商品に使用される場合、著名商標である先使用商標が有する識別力、即ち単一出所を表示する機能が損傷されるおそれがあると判断するのが妥当である。

[本判決に対するコメント]

登録商標が商標法第34条第1項第11号後段に定める“他人の著名商標の識別力を損傷するおそれがある商標”に該当するか否かに対する具体的な判断基準を提示することで、これまで著名商標の保護のための根拠条文として活用されることのなかった同条文を通し、著名商標に化体された財産的価値を保護できる基盤を提示した点にその意義を見出すことができる。

特に、登録商標の出願人が登録商標と著名商標の間の連想作用を意図していたか否か、及び実際に連想作用がはたらくか否かといった新しい判断基準を説示することで、今後著名商標の名声に便乗しようとする意図がある商標出願に対する拒絶及び／又は商標登録の無効のための根拠条文として活用され、健全な商取引の維持に寄与するものと予想される。

2. 輸入業者が自身が輸入した製品の外国の先使用商標と同一・類似する商標を出願した場合、それは信義則に反して出願した商標に該当するという判決

[基本情報] 大法院 2023.3.9. 宣告 2022㉿10289 判決 (登録無効(商))

[事件の概要]

先使用商標(被告、被上告人)	本件登録商標(原告、上告人)
	
パンティーライナー、生理用ナプキン等	第5類：生理用ナプキン、医療用女性清潔剤、成人用おむつ等

被告は2020年3月9日、原告を相手取って「本件登録商標は先使用商標との関係において商標法第34条第1項第20号、第21号に該当するので、その登録は無効である」と主張して、本件登録商標に対する登録無効審判を請求し、特許審判院が該当事実が認められるとして同請求を認容したため、原告は特許法院に提訴した。しかし、特許法院が、本件登録商標と先使用商標は標章及び指定商品／使用商品が同一・類似し、原告が業務上の取引関係等を通して被告が使用している商標であることを知りながらそれと同一・類似する商標を同一・類似する商品に出願・登録したものであるとして信義則に反した商標に該当すると判断するや、原告(上告人)は大法院に上告した。

[判断の要旨]

商標法第34条第1項第20号は同業・雇用等契約関係や業務上の取引関係又はその他の関係を通して他人が使用中又は使用準備中の商標であることを知りながら、その商標と同一・類似する商標を同一・類似する商品に登録出願した商標は、商標登録を受けることができないと規定している。先使用商標は原則的には国内で使用中又は使用準備中の商標でなければならないが、先使用商標に関する権利者が外国で先使用商標を商品に表示したにすぎず、国内で直接又は代理人を通して商標法第2条第1項第11号に定める商標の使用行為をしたことがないとしても、国内流通を前提として商品を輸出し、その商品を先使用商標を表示したまま国内の正常な取引にて譲渡・展示する等の方法で流通させたのなら、これを輸入して流通させた第三者との関係において先使用商標は商標法第34条第1項第20号の「他人の使用した商標」に該当する。

本件登録商標の出願前に被告の先使用商標 “” が包装紙に表記された商品を輸入して国内で販売する等、被告と業務上の取引関係にあった原告が出願した本件登録商標は、原告が業務上の取引関係等を通して先使用商標が被告により国内で使用される商標であることを知りながらも信義誠実原則に背いてそれと同一・類似する商標を同一・類似する商品に出願して登録を受けたものとして商標法第34条第1項第20号に該当するので、登録は無効とされなければならない。

[本判決に対するコメント]

信義則に反して出願した商標(商標法第34条第1項第20号)に該当するためには、先使用商標は原則的に国内で使用中又は使用準備中の商標でなければならない。しかし、国内流通を前提として商品を輸出し、輸入業者を通してその商品を先使用商標を表示したまま国内で流通させた場

合、輸入業者との関係において先使用商標は「国内で他人(先使用商標権者)が使用した商標」に該当し、輸入業者が出願した先使用商標と同一・類似する商標は信義則に反して出願された商標に該当し、その登録が無効とされなければならないことを確認した点で意義がある。

3. 商標の使用態様などの取引実情を考慮した全体観察事例

[基本情報] 特許法院2023. 3. 10. 宣告 2022ホ3199 判決

[事件の概要]

本件出願商標 “**THE SHEPHERD UNDERCOVER**” は特許庁の審査段階にて、先登録商標



“**SHEPHERD**” の要部である ‘**SHEPHERD**’ が共通するという理由で拒絶決定された。その後出願人により提起された拒絶決定不服審判においても、これまでの実務のとおり拒絶決定と同一の趣旨で先登録商標と類似することを理由に特許審判院は審判を棄却した。これに対し出願人は本件出願商標は先登録商標と非類似であることを主張して特許法院に審決取消訴訟を提起した。

[判断の要旨]

特許法院は下記のように、結合商標の一部分を要部とみなすことはできないと判断し、両商標は全体として非類似であるとして特許審判院の審決を覆した。

- 出願商標 “**THE SHEPHERD UNDERCOVER**” は特定部分が特異な書体や大きさで表示されているわけではなく、すべて同一書体で平易に表示されている。
 - 出願商標の ‘**UNDERCOVER**’ 部分は ‘秘密裡に行く’ の意味をもつことを考慮すれば、指定商品との関係において識別力が低いということとはできない。
 - 出願商標の ‘**SHEPHERD**’ は “**HUGO BOSS SHEPHERD Jacket**” 、 “**Anderson and shepherd jacket**” などの衣類等と関連して製品名としても使用されている。したがって ‘**SHEPHERD**’ 部分の識別力が特別に高いということとはできない。
 - 出願人は本件出願商標 “**THE SHEPHERD UNDERCOVER**” を全体として使用しており、 ‘**SHEPHERD**’ 部分のみで呼称されるといえるだけの資料もない。
- 
- 先登録商標 “**SHEPHERD**” が文字 ‘**SHEPHERD**’ 部分のみで国内に知られているとみる事情もない。

[本判決に対するコメント]

特許法院は今回の判決を通して、結合商標の一部分が分離して認識されるという特別な事情がない限り、分離または要部観察ではなく、全体観察を通して商標の類否を判断しなければならないと判断した。このように、結合商標である出願商標が先登録商標の一部と類似する場合、

分離または要部観察により拒絶されたこれまでの実務とは異なり、実使用態様、取引実情などを考慮して全体観察により類否を判断したところに意義がある。

しかし、特許庁と特許審判院では依然として実務的に分離または要部観察を指向しているので、実際に業界で結合商標の一部の単語がありふれて使用されているか否か、一部の単語の意味が商品との関係において識別力を有するか否か等を考慮して、登録可能性を綿密に検討する必要があるものと思われる。

4. 顕著な地理的名称の一般的な英文表記とは異なるとしても、称呼及び観念等を総合的に考慮するとき顕著な地理的名称に該当すると判断した事例

[基本情報] 特許法院2023. 10. 19. 宣告 2023ホ11500 判決

[事件の概要]

特許審判院は「本件出願商標“ZEZU”は顕著な地理的名称のみからなる商標に該当して登録を受けることができない」と審決した。これに対し出願人は「“ZEZU”は顕著な地理的名称である“済州”の一般的な英文表記である“JEJU”又は“CHEJU”とは外観が異なり、一般需要者が本件出願商標をみて顕著な地理的名称の“済州”を連想する可能性は低いので原審決は不当である」と主張して審決取消訴訟を提起した。

[判断の要旨]

特許法院は、出願商標が顕著な地理的名称それ自体でない限り、出願商標と顕著な地理的名称とを称呼・外観及び観念の面から総合的に検討して識別力の有無、ひいては登録を受けられるか否かを判断しなければならないことを前提とし、本件商標‘ZEZU’は顕著な地理的名称である‘済州’の一般的な英文名称である‘JEJU’又は‘CHEJU’とは外観上の差があるが、称呼が顕著な地理的名称である‘済州’と同一又は類似し、‘ZEZU’は特別な辞書的意味のない造語にすぎず、本件商標が顕著な地理的名称である‘JEJU又はCHEJU’を離れて新たな観念を生み出しているわけでもない(すなわち、顕著な地理的名称である‘済州’のみに観念されるので)、本件商標は顕著な地理的名称に該当すると判断した。

[本判決に対するコメント]

商標が顕著な地理的名称それ自体に該当しないとしても、外観・観念・称呼の面から多角的に検討して一般需要者に顕著な地理的名称として認識される場合には、顕著な地理的名称に該当すると判断した点に意味がある事件であり、今後の商標出願において、顕著な地理的名称と文字構成が異なっていると、全体的観念や称呼などにおいて顕著な地理的名称として認識される可能性の有無につき、綿密な検討が必要となると思われる。

Ⅲ. 直近2年間の知財法制、審査実務等のトピックス

1. 韓国、商標出願件数増加による審査処理期間遅延

コロナ19のパンデミック期間中、韓国における商標出願件数は急増した。急激な出願件数の増加により審査未着手の出願が累積し、商標審査処理期間が遅延している。

韓国特許庁によれば、韓国の出願件数はコロナ19が発生した2020年(243,935件)と、全世界的にパンデミックとなった2021年(270,421件)に爆発的に増加した。これにより2015年に4.4ヶ月だった審査処理期間が2023年には12ヶ月以上かかっている。また、最近では審査処理期間の遅延にともない、全体商標出願に対する優先審査申請の割合が持続的に高まっている。韓国は2009年から全ての商品とサービスに対し出願人がその一部又は全部に対し出願商標を使用中又は使用準備中である等の一定要件を満たせば、他の出願よりも先に審査を受けることができる優先審査制度を施行している。下記表でわかるように、2019年には3.8%だった優先審査申請率が、2023年2月には13.6%にまで増加している。

[全体商標出願対比、優先審査申請率]

2019年	2020年	2021年	2022年	2023年 2月
3.8%	6.0%	9.1%	13.2%	13.6%

現在特許庁は、商標出願の全体滞積状況を管理するためにさまざまな措置をとっている。特許庁は卸・小売業、飲食店業分野は商標権紛争が頻繁にあるだけでなく、景気に敏感に反応するのでいち早い審査結果を提供する必要があることを考慮し、2023年に“サービス商標優先審査課”を新設し卸・小売業(第35類)及び飲食店業(第43類)と関連して優先審査を申請するすべての商標出願は当該課にて審査を進めた。しかし、当該課の新設にもかかわらず商標出願件数は継続的に増加傾向にあるため、一般出願の審査遅延は解消されずさらに延びるものと思われる。

従って、現在商標を使用中または使用予定があり迅速な権利確保が求められる場合には、優先審査を積極的に考慮する必要がある。但し、大韓民国を指定した国際商標登録出願は優先審査の対象とはならないので、この点には留意する必要がある。

このように、韓国においては商標出願件数の増加にともない審査手続が大幅に遅延しており、特許庁はこの問題を解決するための措置をとってはいるが、依然として審査遅延が続いているので、出願人は迅速な権利確保のために、できれば韓国特許庁を通して商標出願を行い、優先審査を申請することが望ましい。

2. 韓国特許庁の優先審査制度変更事項

(1) 米国又は日本出願に基づくPPH制度を用いた優先審査期間を短縮

特許庁は2023年8月1日より、米国又は日本出願に基づきPPH制度の下で優先審査を申請した出願に対して各審査段階での処理期間を短縮するPPH改善政策を施行している。

当該PPH改善政策によれば、米国又は日本出願に基づいてPPH優先審査を申請した場合、優先審査決定時から最初の審査通知の発送までの期間が3ヶ月以内に短縮され、通常のPPH優先審査の処理期間である4ヶ月以内よりも1ヶ月繰り上げられた。また、最初の審査通知の発送のみが繰り上げられる通常のPPH優先審査とは異なり、意見提出通知に対する答弁書を提出してから次の審査通知までの期間も3ヶ月以内に短縮された。

(2) 2024年1月1日より先行技術調査(特許)/先行調査(商標)による優先審査請求は不可

2024年1月1日施行の特許法施行令改正案及び商標法施行令改正案にて、優先審査対象のうち先行技術調査(特許)/先行調査(商標)による優先審査が削除された。したがって、2024年1月1日からは先行技術調査(特許)/先行調査(商標)による優先審査申請は利用できない。

(3) 二次電池分野とバイオ分野にまで優先審査対象を拡大する予定

特許庁は2023年、半導体専門審査組織を新設し、半導体関連出願を優先審査対象にすることにより半導体関連出願の審査期間を平均2.5ヵ月に短縮させた。

最近、特許庁は半導体関連出願に適用されていた優先審査制度及び専門審査官制度を、同じく国家先端戦略産業である二次電池分野とバイオ分野にまで拡大する計画だと明らかにした。特許庁は最近、半導体、二次電池、バイオなどの先端戦略技術分野に審査総力を集中させるために関連法改正、組織整備などを急いでいる。このような特許庁の政策により半導体、二次電池、バイオ分野の出願における速やかな審査が期待される。ただし、特許庁の限定的な審査総力を考慮すると、他の産業分野の出願においては今後審査が多少遅れることが予想される。

3. 商標法・デザイン保護法の改正事項

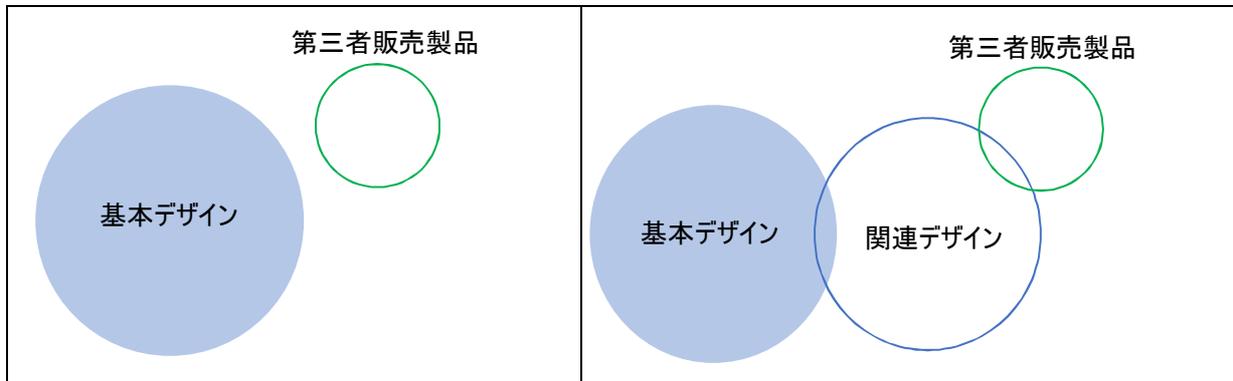
3-1 2023年12月21日施行 デザイン保護法改正事項

企業のデザイン権利保護を拡大する趣旨のデザイン保護法改正法律が2023年12月21日に施行された。改正デザイン保護法により、(1) 関連デザイン出願期限が拡大され、(2) いつでも新規性喪失の例外主張が可能になり、(3) 条約優先権主張要件が緩和された。

(1) 関連デザイン出願期限が1年から3年に拡大

これまで1年以内に制限されていた関連デザインの出願期限を、基本デザインの出願日から3年

以内に拡大し、後続デザインの適切な保護を通して企業のデザイン競争力の強化を図る。



デザインは一度創作されると、その変形デザインが継続的に創作される特性がある。一部変形されたデザインを‘関連デザイン’として出願すれば、自身の基本デザインの権利範囲(類似範囲)を拡張する効果がある。関連デザインは基本デザインと別途の権利を有するが、関連デザインの保護期間は基本デザインの保護期間満了日と同一であり、関連デザインとして出願するには基本デザインの出願日から1年以内に出願しなければならなかった。

下記韓国企業のデザイン改良・変形上市例にもとづいてみると、



改正前には1世代デザインの化粧品デザインを上市した後、1年以内に上市された3世代デザインまでのみを関連デザインとして確保することができた。しかし、改正法によれば1世代デザインを基本デザインとして出願した後、3年以内となる5世代デザインまでを関連デザインとして権利確保することができる。

したがって、上市された製品デザインの市場における反応がよく、最初に出願したデザイン出願日から3年が経過していないのなら、関連デザインを出願することをお勧めする。

(2) 新規性喪失の例外主張はいつでも可能

これまで新規性喪失の例外主張の趣旨及び関連書類の提出時期を既定してきた手続き的条項(第36条第2項)を削除し、時期を問わずに新規性喪失の例外を主張できるようになった。新規性喪失の例外主張は、公開から12ヶ月が過ぎていないデザインに対しては例外を認め、登録を受けることができる制度だ。

過去には出願前に公開されたデザインに対しては、新規性喪失例外主張を予めしておかなくては侵害／無効訴訟等の紛争過程で出願前に公開された証拠にもとづき、デザイン権者が不利な判断を受けることがあった。しかし、改正法によって、デザイン公開時から12ヶ月以内に出願された場合には、侵害／無効訴訟にて新規性喪失の例外主張をしていない証拠を相手方が提出したとしても、デザイン権者はいつでも新規性喪失の例外主張をすることができることになったので、デザイン権者の権利保護に有利になった。

(3) 条約優先権主張要件の緩和

これまでは優先権主張のための方法や手続きが厳格だったが、その要件を緩和し条約優先権主張期間を正当な事由により守れなかった場合には、当該期間の満了日から2ヶ月以内に優先権主張することができるようにし、また、条約優先権主張をした者は出願日から3ヶ月以内に優先権主張を補正又は追加できるようになった。

権利回復審査のガイドラインによれば、正当な事由とは一般的な注意義務をつくしたにもかかわらず、期間が懈怠された場合のことをいい、その例示としては、応急状況の疾患、代理人の急な辞任等がある。実際に正当な事由と認められるか否かは各事案により総合的、個別的に決定される。条約優先権主張要件が緩和されることにより、国内デザイン保護法は主要国の法制との調和をなすことになった。

3-2 2024年5月1日施行 商標法改正事項

2023年10月31日に公布された商標法改正法律が2024年5月1日に施行される予定だ。主要改正内容としては、(i)商標共存同意制度導入、(ii)国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割認定等がある。

(1) 商標共存同意制度導入

現行法上には、商標登録出願が他人の先出願(先登録)商標と同一・類似する商標の存在を理由に拒絶された場合、譲渡手続きを通して商標出願人と先出願(先登録)の出願人(権利者)を一致させて拒絶理由を解消するか、先出願(先登録)商標に不使用取消審判を請求し、先出願(先登録)商標を消滅させなければ登録を受けられない不便さがあった。特許庁の統計によると、全体拒絶商標のうち40%以上が先出願(先登録)商標と同一・類似する商標であることを理由に拒絶されていることが確認できる。

改正商標法では、出願商標が他人の先出願(先登録)商標と同一・類似して商標登録の拒絶理由があるとしても、先出願(先登録)商標の商標権者が出願商標の登録に同意すれば拒絶理由が解消され商標登録を受けられるようにする共存同意制度が導入される(第34条第1項第7号但書及び第35

条第6号新設)。ただし、他人の先出願(先登録)商標と同一な商標を同一な商品に出願した場合には共存同意制度は適用されない点に留意しなければならない。

このような改正により、他人の先出願(先登録)商標と同一・類似するという拒絶理由があるとしても、先出願(先登録)商標の権利者の同意という比較的簡単な方法を通して両商標が登録を受け共存する方案を考慮することができるようになる。それだけでなく、当事者間で共存同意を進めながら、使用商品や地域的範囲に関する合意も並行して行えるので、不必要な商標紛争を防止する効果も期待される。

(2) 国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割認定

現行法上、出願中の商標や登録商標は指定商品ごとに分割したり、分割して移転することができる。しかし、国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権は移転を伴わなければ商標権の分割が認められず、国際商標登録出願の出願段階で指定商品の一部が拒絶された場合、出願の分割が認められないので、指定商品全体に対し拒絶決定不服審判を請求するか、一部指定商品に対し新規出願をしなければならない不便さがあった。

改正商標法では、2019年に改正されたマドリッド議定書規則(第27条の2)の改正事項を反映し、国際商標登録出願及び国際登録基礎商標権の分割を認めた(第187条及び第200条改正)。

このような改正により、国際商標登録出願が出願段階で一部指定商品が先出願(先登録)と同一・類似するという拒絶理由が出された場合、拒絶理由がある一部指定商品に対しては分割出願又は削除し、拒絶理由がない一部指定商品に対して先に登録を受けるといった比較的簡単な方案を考慮することができる。

上記(1)及び(2)の変更内容は、発効日(2024年5月1日)基準で係属中のすべての商標出願に適用される。したがって、現在出願中の商標又は国際商標登録出願に先出願(先登録)商標と同一・類似するという拒絶理由がある場合には、審査保留等を要請して2024年5月1日以降に共存同意又は分割等を考慮することを薦める。

3-3 2024年8月施行予定 特許法、実用新案法、不正競争防止法改正事項

■ 懲罰的損害賠償額の限度を5倍に増額

“特許法”及び“不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、不正競争防止法とします)”における損害賠償と関連して、懲罰的損害賠償額の限度を現在の3倍から5倍に増額する改正案が2024年2月13日国務会議を通過した。

現行法は企業の技術競争力を保護するため、特許権及び営業秘密侵害行為と、技術取引過程におけるアイデア奪取行為を禁止し、これによる被害を受けた場合、民事上の損害賠償訴訟を通して救済を受けられるようにしており、違反者に対する懲罰的損害賠償額の限度を損害額の最大3倍に規定している。

今回の改正は懲罰的損害賠償額の限度を既存の3倍から5倍に強化し、悪意的な技術流出を防止して被害救済の実効性を確保するための措置である。

本改正案が施行される2024年8月から上記特許権侵害、営業秘密侵害、アイデア奪取は損害額の

最大5倍まで賠償しなければならなくなる。

本改正案は、悪意的技術奪取行為に対する先制的な抑制になるものと思われ、十分な賠償を通し被害企業(又は被害者)の損失を適切に補償することができると期待されている。しかし、被害者が損害額の算定に必要な証拠等を収集することは実質的に難しいという限界があるので、懲罰的損害賠償制度が効果的に運用されるため、特許侵害訴訟における韓国型証拠収集制度の導入等の精度改善も必要であると思われる。

4. 2023年9月29日施行 不正競争防止法改正事項 [先使用権制度を拡大適用]

韓国不正競争防止法第2条第1号ガ目とナ目は他人の商品標識及び営業標識に対する誤認・混同行為を、同法同条同号ダ目は著名標識の識別力・名声損傷行為を不正競争行為と規定している。ところで、改正前の不正競争防止法及びその施行令は、不正競争防止法第2条第1号ダ目の不正競争行為に対してのみ先使用権の例外を認め、他人の商品標識等が国内に広く認識される前からそれを自身の商品標識等として使用してきた場合でも、ガ目及びナ目の不正競争行為に対してはその例外が認められなかった。

ところが、2023年9月29日施行の不正競争防止法により、第2条第1号ガ目ないしダ目の不正行為に先使用権の例外が全て認められ、他人の商品標識、営業標識及び氏名、商号、商標、商品の容器・包装、そのほか他人の商品又は営業であることを表示した標識が国内に広く認識される前から、その他人の標識と同一又は類似の標識を不正の目的なく継続して使用する場合、不正競争行為から除外できるようになった。

今回の不正競争防止法の改正前から韓国の特許法、商標法及びデザイン保護法には先使用権制度が設けられており、知的財産権者の権利行使と正当な先使用権者の保護がバランスを維持していた。不正競争防止法の改正により、知的財産権に関する韓国の法令が全体的に一貫性を保つことになり、特に、先使用権を有する商標を使用している先使用権者に対して、第三者が登録商標権に基づく権利主張をしてきた場合には商標法により、不正競争行為の主張をしてきた場合には不正競争防止法により、それぞれ先使用権の例外が認められるようになり法的空白が除去された点に意義がある。

IV. 直近1年間の韓国知財関連 이슈

1. 二次電池等国家核心技术特許出願が平均13.6%急増

2023年上半期全体特許出願は昨年同期対比4.1%の増加であるのに対し、二次電池等の主要国家核心技术**分野の出願は、全体特許出願の約3倍以上となる13.6%増加したことがわかった。

WIPO 3大技術分野	出願件数		前年同期対比 増加率
	2022年 6月	2023年 6月	
電機機械/エネルギー(二次電池一般)	7,770	8,660	▲ 11.5 %
半導体	5,699	6,580	▲ 15.5 %
デジタル通信	4,438	5,110	▲ 15.1 %
合計	17,907	20,350	▲ 13.6 %

** 国家核心技术:電気電子(二次電池)、半導体、情報通信(デジタル通信)等12分野の技術

全体技術分野のうち出願件数が最も多い二次電池分野は昨年同期(1~6月)対比890件増の 8,660件が出願され、11.5%という高い増加率を示した。出願人類型別にみると、大企業(2,803件 ▲22.3)、中堅・中小企業(2,256件 ▲5.7)の出願が増加し、大学・公共研究所(995件 ▲31.3)も高い増加率をみせた。

特許出願が企業の輸出活動の先行指標である点を反映するように、韓国貿易協会報告書(2023年9月)によれば、韓国の本年度上半期二次電池(両極材)輸出規模は、74億9000万ドルで昨年同期よりも66%増加した。

このような二次電池、半導体分野における国内特許出願量の増加は、日々激化する世界技術覇権競争の中で、韓国企業と学会が関連技術分野における知識財産競争力の確保のため、持続的に努力している結果と思われる。最近、半導体、ディスプレイ、二次電池に対する審査能力を強化している特許庁の動きと相まって、このような技術分野における出願量の増加は当分の間継続することが予想される。

2. 特許庁、新設された知的財産犯罪捜査支援センターとの協業で特許庁特別司法警察の知的財産犯罪に対する捜査力を強化

韓国特許庁は、知的財産犯罪捜査を支援するための専任組織として韓国知的財産保護院の傘下に「知的財産犯罪捜査支援センター」を2023年6月23日に新設した。

この知的財産犯罪捜査支援センターは、知識財産侵害被害相談及び申告受付業務、商標偽造品鑑定支援、オン/オフライン知識財産侵害物品情報収集、デザイン模倣品取締支援の他にも、電子法医学(デジタルフォレンジック)情報収集に必要な装備、削除資料復旧、暗号解除等を支援する業務を遂行する。

特許庁は2010年9月、知的財産犯罪に対する特別司法警察を特許庁の傘下に発足させ、商標侵害犯罪に対する捜査と模倣品に対する監視及び是正措置等の業務を始めた。そして、2019年3月、特別司法警察の捜査範囲を特許、営業秘密、デザイン侵害にまで拡大した。特許庁の特別司法警察は2010年から2022年までの13年間に、知的財産侵害・奪取事犯約6,000名を刑事立件し、模

做品1258万点を押収するなど、知的財産侵害・奪取犯罪の根絶に大きく寄与している。

しかし、このような特許庁の努力にもかかわらず、最近先端技術の発展に伴い知的財産侵害や奪取の手口がますます高度化・知能化しており、既存の特別司法警察の人員及び装備だけでは取り締まりが難しくなっている。また、デジタルフォレンジック捜査の需要が急増しているにもかかわらず、特別司法警察のうちデジタルフォレンジックの調査と分析が可能な人員は1名程度にとどまり、その需要を十分に満たしていないという問題もあった。

今回新設された知的財産犯罪捜査支援センターは、特許庁内の特別司法警察にデジタルフォレンジック情報収集に必要な装備を支援したり、削除資料の復旧、暗号解除などを支援する業務を行い、このような業務支援を受けた特許庁内の特別司法警察は、犯罪の立証に欠かせない膨大な量の電子情報を迅速かつ正確に確保できるようになる。これにより、特許庁の知的財産犯罪に対する捜査力が一層強化されることが期待される。

3. 人口知能技術を活用した特許行政革新ロードマップ発表

特許庁は2023年を人口知能等の新技術を活用した特許行政デジタル革新元年とし、今後5年間の人口知能(AI)技術を活用した特許行政革新ロードマップを樹立したと発表した。

最近、特許をはじめとする産業財産権の出願件数が増加傾向にあるにもかかわらず、審査員の増員が追いついておらず、審査官が検索しなければならない先行技術の対象規模も継続的に増加しており、時とともに全体的な審査環境が劣悪化している状況だ。実際に最近10年間、産業財産権出願件数は49.3%増加したのに対し、審査官は19.7%の増加にとどまっている。これを克服するために特許庁は、審査・審判をはじめとする特許行政全般に人口知能(AI)技術を適用するAI活用ロードマップを最終確定し、2023年から本格的に推進している。

当該ロードマップは‘世界最高の人工知能(AI)を基盤とした審査・審判システムの構築’を核心目標とし、次のような4大推進戦略と12大推進課題を設けた。

推進戦略	推進課題
1. 特許行政に人口知能(AI)技術活用基盤を構築	<ul style="list-style-type: none"> - 特許分野巨大 AIモデル開発 - AI翻訳の高度化及び品質管理 - AI学習データ及びサービス管理体系の構築
2. 人口知能(AI)を活用した高品質審査支援	<ul style="list-style-type: none"> - 人口知能特許検索の高度化 - 人口知能商標・デザイン検索の高度化 - 審査支援ツールの開発及び導入
3. 審判及び方式業務に人口知能(AI)導入	<ul style="list-style-type: none"> - 人口知能基盤 審判方式の自動化 - 人口知能基盤 審判・判決文検索 - 人口知能基盤 出願・登録方式審査自動化
4. 顧客・データ政策に人口知能技術の活用拡大	<ul style="list-style-type: none"> - 電子出願の高度化 - 顧客中心の統合請願システム構築 - 人口知能基盤 特許データ生成・活用

韓国特許庁では、最近急速に発展している人口知能(AI)技術を特許行政全般に先制的に導入することで、高水準の審査・審判及び顧客サービスを提供できるものと期待している。